

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成25年9月19日(木)午後2時00分
- 場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・32 田中 竹次・33 守山 孝之
35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫・38 中川 和雄
39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁・47 中谷 秀也
以上16名
- 欠席委員 31 上川 洋文
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査
- 議事録署名者 26 稲葉 和久・36 井谷 功
- 事項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第 9 回第 2 農地部会を開催させていただきます。
本日の議事録署名者を指名させていただきます。
2 6 番 稲葉 和久委員、3 6 番 井谷 功委員の両委員、よろしくお願
い
します。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第 1 号から報告第
5 号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の 1 ページをお願いいたします。
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、でございます。
番号 1 から 1 2 で件数は 1 2 件、合計面積 1 1, 3 3 6. 5 8 m²で、その内
訳は、田が 1 0, 0 0 4. 5 8 m²、畑が 1, 3 3 2 m²でございます。
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意
に基づき解約をいたしたものであります。
続きまして、2 ページをお願いいたします。
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ござい
ます。
これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は 1 件、
合計面積は 4, 4 5 0 m²で、その内訳は、田が 3, 1 8 1 m²、畑が 1, 2 6 9
m²でございます。
この案件につきまして、あっせん等の希望はございません。
3 ページをお願いいたします。
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ござ
います。
番号 1 は、一般住宅用地、倉庫用地、くず鉄置場、番号 2 は、貸し駐車場用
地、番号 3 は、一般個人住宅用地、番号 4 は、住宅の庭用地、番号 5 は、長屋
住宅用地です。
以上件数は 5 件、合計面積は 4, 1 8 6 m²で、田が 2, 0 6 2 m²、畑が
2, 1 2 4 m²でございます。
4 ページをお願いいたします。
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権
移転）でございます。
番号 1、分譲住宅用地の 1 件で、面積は 7 6 2 m²で、すべて畑でございます。

5 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で639㎡でございます。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

6 ページから7 ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受け人 _____、面積10,684㎡、渡し人____、面積261㎡、申請地 庄田町中川原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積261㎡です。

これにつきましては、受人は、兼業のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 栗葉、受け人 _____、面積5,030㎡、渡し人____、面積6,555.16㎡、申請地 稲葉町北出____、台帳地目・現況地目とも田、面積856㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 波瀬、受け人 _____、面積25,555㎡、渡し人____、面積1,644㎡、申請地 一志町波瀬入野____、台帳地目・現況地目とも田、面積790㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 ハッ山、受け人 _____、面積8,797㎡、渡し人____、面積5,274㎡、申請地 白山町八対野城出____、台帳地目・現況地目とも畑、面積344㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 八知、受け人 _____、面積1,547㎡、渡し人____、面積1,519.42㎡、申請地 美杉町八知八知田____、台帳地目・現況地目とも田、面積961㎡ 外3筆で合計面積1,519.42㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始しようとするものです。

番号6、地区 太郎生、受け人 _____、面積15,845.72㎡、渡し人____、面積18,518㎡、申請地 美杉町太郎生北垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積517㎡。

番号7、地区 太郎生、受け人 _____、面積18,518㎡、渡し人____、面積15,845.72㎡、申請地 美杉町太郎生北垣内____、台帳地目・

現況地目とも田、面積367㎡。

この番号6及び7につきましては、自作地を相互に交換しようとするものです。

番号8、地区 下之川、受け人 _____、渡し人 _____、面積7,875㎡、申請地 美杉町下之川不動ノ口 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積499㎡ 外9筆で合計面積5,725㎡。

これにつきましては、親子間で、生前部分贈与をするものです。

以上件数は、8件、合計面積は、10,379.42㎡、その内訳は田が7,957㎡、畑が2,422.42㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。1番と2番を説明させていただきます。13日に委員6名と事務局2名で、現地調査に行っていました。

1番は、庄田の中川原の集落の中の所で、別に問題はないかと思ひます。

そして、2番は、稲葉の北出という所で、県道上稲葉羽野線で、_____がありまして、それから北へ500mくらいで、_____の下になり、_____から100mくらい離れた所です。これも何ら問題はないかと思ひます。また詳細については、今事務局のほうで説明があった通りですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。9月13日に、委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、波瀬から井生へ抜ける道を西のほうへ向かって300mくらいの所に現地がありました。内容については、事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。総合支所2名と、13日の午後から、地元委員3名で、現地を見てまいりました。現地は、国道165号線の最終の信号を左へ曲がって下りていただきますと、八ッ山という所へ行くわけですがけれども、そこを下へ300mか400m下がった所に_____がございまして、その右手のほうに下出という地域がございまして、山の裾になる所でございまして。事務局の説明通りで、何ら問題はないと思ひますのでご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。7日、岸野委員と事務局3名で現地を見てまいりました。_____さんは、奈良県にお住まいの方でした。当時、香芝で。農業が目的で

転出され、一部の畑は、もう耕作できない状態です。初夏に購入していただいたという事で、我々としては有り難いと思っています。内容は、何ら問題はないと思いますので、ご審議、お願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。6番、7番。

中川委員 38番 中川でございます。6、7の説明をさせていただきます。9月13日に、総合支所の担当の方と、現地確認をしてまいりました。内容につきましては事務局の説明通りでございます。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。8番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。13日に会長、部会長、事務局、関係各位と現地確認をいたしました。この_____さんは、老齢で耕作することができないため、息子に譲るという事で、生前贈与でございます。よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆さん方、何かご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人 _____、面積5,030㎡、貸し人 _____、面積6,690㎡、申請地 稲葉町涼野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積163㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して3年間の使用貸借契約を締結し、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 栗葉、借り人 _____、面積5,030㎡、貸し人 _____、面積6,912.05㎡、申請地 稲葉町涼野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積267㎡ 外2筆で合計面積841㎡。

これにつきましても、受人は、渡人に要望して3年間の使用貸借契約を締結し、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、2件、合計面積は、1,004㎡、すべて畑でございます。
いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。1番と2番と、また同じように説明させていただきます。これも13日に、事務局と農業委員で現地確認に行っていました。現地までの目標物が無いので、若干説明し辛いですけど。_____と_____が_____の主流会社になっているんですけども、そこから、西南へ大体1kmから1.5kmくらい行った所で、北出の集落の大体南側にあたります。1番の現地と、2番の現地は大体100mから200mくらい離れた所です。何ら問題はありませんので、詳細については事務局の説明どおりです。よろしくご審議お願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページ、10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____ 外1名、申請地 久居明神町狭見山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,024㎡ 外4筆で、合計面積1,872㎡です。

これにつきましては、貸し駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町井関北垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積290㎡ 外2筆で合計面積702㎡。

これにつきましては、昭和44年ごろから住宅用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口瀬古_____
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積136㎡ 外1筆で合計面積211㎡。

これにつきましては、_____については、平成2年ごろから駐車場として、
また、_____につきましては平成19年ごろから物置用地として使用されて
おり、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分
は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 太郎生、申請者 _____、申請地 美杉町太郎生大洲_____
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積261㎡ 外4筆で合計面積2,150
㎡。

これにつきましては、昭和35年ごろ植林し現在に至っており、始末書の提
出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判
断されます。

以上件数は4件、合計面積は4,935㎡で、その内訳は、田で1,747
㎡、畑で3,188㎡ございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のす
べてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろ
しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただ
きました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。13日に委員並びに事務局で現地確認してまいりました。
ちょうど、この12ページで出てまいります、第5条番号2のコンビニエンス
ストア店舗予定地の畑のちょうど両隣にある場所でございます。ちょうどふた
つに分かれております。場所は、_____の南側ですし、主要地方道久居河芸
線沿いの西側に位置します。事務局の説明通り、何ら問題ありませんと思いま
すので、よろしくご審議お願いします。

議 長 2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、13日に委員3名と事務局2
名で、現地を見ました。目標が無いのですが、_____の南側の所です。内容
については事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。事務局と総合支所2名で、現地へ13日に確認をいたし
ました。場所的には、川口小学校の西側に道がございまして、_____がござ
います。この裏側で、事務局の説明通りで、田は分離されておりますので、一
応、問題はありません。自分の田で、他に影響もございませんので、事務局の
説明通りでございますので、よろしく審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。9月13日に、会長、部会長、それから事務局
の方と現地を確認しました。植林という事で、60年生ぐらいの杉の木がいつ

ばいになっております。周辺には何ら問題はないと思います。内容につきましては事務局の説明通りですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積54㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、進入用道路用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 久居一色町馬屋敷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積462㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町庄村出口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積329㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八ッ山、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町八対野城出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積117㎡。

これにつきましては、受人の亡き父が、昭和43年ごろから、渡人である所有者から申請地を借り受け農業用倉庫用地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八ッ山、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町八対野城出 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積264㎡。

これにつきましても、受人の亡き父が、昭和43年ごろから、渡し人である所有者から申請地を借り受け農業用倉庫用地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町八知登り_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積177㎡。

これにつきましては、渡し人である所有者が、昭和30年ごろから、農業用倉庫用地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 奥津、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町奥津カシ尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積663㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下之川、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町下之川追坂_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積85㎡ 外4筆で合計面積1,974㎡。

これにつきましては、渡し人である所有者が、昭和35年から昭和60年ごろにかけて、それぞれの土地を道路用地、農業用倉庫用地、植林して山林として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は8件、合計面積は4,040㎡で、その内訳は、田で264㎡、畑で3,776㎡ございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。13日に委員と事務局で現地確認をしてまいりました。1番は、ちょうど_____の所で、今までそこから出入りしてましたが、都合が悪くなったので、自分の所の方から出入りしたいという事で、事務局の説明通りです。何ら問題はないと思います。2番は、_____がありまして、そこから600mくらい西へ行きますと、住宅と畑と混在している場所ですけども。_____さんは、_____さんが嫁いでますので、高齢で、どうしても娘さんの所へ来たいので、住宅を建てたという事です。詳細については、事務局の説明通りです。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件も、9月13日に、委員3名と事務局2名で現地を確認しました。一志美杉線、これから久居のほうへ向いてもらいますと、庄村の信号があります。それから、北のほうへ約400m入った所が現地になっております。内容については、事務局の説明通りですので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。4番、5番と、総合支所2名と委員3名で、13日の午

後から現地に行きました。1号議案の場所と同じ所でございますので、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。この土地は、8月に岸野委員と事務局と3名で、現地へ行って確認してまいりました。_____の祖父の代、昭和3年ごろ、本宅続きの畑に、農業用倉庫を建てられたという事でございます。現在、その土地が宅地になっておられるという事で、始末書も提出ございますので、何とかご審議願いまして、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野です。先般、12日に、総合支所の担当者と私のほうで、現地調査を行いました。申請地は、美杉小学校、あるいはJR名松線の奥津駅より数百mの場所でございます。また_____に隣接する場所であります。内容としましては、先ほど説明があった通りでございます。何ら問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。8番、下之川ですけど。譲受人はもう、先ほど説明しました_____さんです。譲渡人は高齢で、土地を管理するのはもうできないので息子さんに贈与されたところです。周辺農地等へ被害が出た場合は、責任を持って解決しますということです。始末書の提出もありますので、問題はないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。只今、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページ、13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____ 代表取締役 _____、貸し人 _____
外7名、申請地 久居明神町風早 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積
1,011㎡ 外8筆で、合計面積6,163㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の賃貸借契約を締結し、
有料老人ホーム用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借り人 _____ 代表取締役 _____、貸し人 _____、
申請地 久居明神町狭見山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積648
㎡ 外1筆で合計面積877㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、
コンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断され
ます。

番号3、地区 高野、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志
町高野高寺 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積723㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、
太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山
町南家城棚 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積236㎡ 外2筆で合
計面積1,088㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、
電線張替工事に伴う仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

13ページのほうをご覧ください。

番号5、地区 川口、借り人 _____、貸し人 _____ 外2名、申請地
白山町川口杉前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,628㎡。

これにつきましても、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、
電線張替工事に伴う仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、借り人 _____、貸し人 _____ 外1名、申請地
白山町川口白木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積127㎡。

これにつきましても、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、
電線張替工事に伴う仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山
町二本木柏原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,178㎡。

これにつきましても、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、
電線張替工事に伴う仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

番号8、地区 竹原、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美杉町
竹原東垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積300㎡。

これにつきましても、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、
電線張替工事に伴う仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、借り人 _____ 代表取締役 _____、貸し人
_____、申請地 美杉町下之川ツツジ _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積323㎡ 外1筆で合計面積500㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と本年12月末までの賃貸借契約を締結し、市道工事に伴う仮設現場事務用地として一時転用するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は9件、合計面積は12,504㎡で、その内訳は、田で10,719㎡、畑で1,785㎡ございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

只今説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。同じく、9月13日に事務局及び地元委員で、現地確認へ行ってきました。午後には、本庁及び会長のほうにも現地確認をしていただきました。場所は、_____の道路を挟んで、北側に_____がありますけど、その西側は、_____ですが、その西にはコンビニが潰れて_____になっていますが、そのちょうど間の土地になります。内容については事務局の説明通りで、特に問題はないと思います。また、これは_____土地改良区の農地でもあり、土地改良区の意見書として、支障ありませんという意見書も出ておりますので、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。9ページに第3号議案1番の駐車場予定地の真ん中になります。場所も同じく_____の久居河芸線沿いです。事務局の説明通り、何ら問題はありませんと思いますので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、13日に、委員3名と事務局2名で、現地を確認いたしました。場所につきましては、一志出家線に、_____があるんですがその西側に現地があります。内容については事務局の説明通りですので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。家城の4番について、説明をいたします。13日の午後から、事務局2名、それから地元委員3名、それと本庁事務局3名、それから守山会長、諸戸部会長も行っていただきまして、現場の確認をさせていただきました。場所は、家城に_____という_____があるんですが、その_____から約50m西へ行った所が現地でございます。申請内容については事務局の説明通りですが、皆さんもご承知だと思うんですが、鉄塔の一番上に線が張ってあるんですが、それは避雷針の役目をしている線だそうです。それが、大変弱っていたという事で、その張り替え工事をするので、土地を借用したい。3ヶ月という事でございます。何ら問題ございませんので、よろし

くご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。5番、6番と説明します。

5番につきましては、浅井委員のほうから言われましたように、本庁の事務局と、それから会長、部会長に来ていただきまして、現場を見ていただきました。場所的には、川口駅から総合支所のほうへ400mくらい上った所の右側という所でございます。それから、問題は何もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

6番につきましては、場所的には、_____が白山にあるんですけど、その左側と言うか、正面から見た裏側のほうですけども、その傍に弁天川がありまして、川の傍にその土地がございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。13日に本庁、それから支所の委員と事務局で、現地確認に行きました。先ほどの仮設のヤードと同じでございます。場所は国道165号の_____があるんですが、その信号を南のほうへ、田の方へ入った所です。内容的には、何ら問題ございませんので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。8番竹原の説明をします。場所は家城から行って、美杉の竹原に入った所に、_____がございます。この_____の裏でございまして、先ほど4番から7番までご説明された事と全く内容的には一緒でございます。避雷ケーブルの取り換えということでございますので、よろしく審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。9番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。下之川、9番について説明します。この案件は市道に伴う工事でありまして、篠ヶ広山口線道路改良工事のために、工事用事務所を置くという事で、一時転用という事で、申請されました。始末書の提出もあるという事ですので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 榊原、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 榊原町岡_____、台帳地目・現況地目とも田、面積397㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と使用貸借契約を締結し、一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 下之川、借り人 _____代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 美杉町下之川ツツジ_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積279㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と本年12月末までの使用貸借契約を締結し、市道工事に伴う仮設現場事務所用地として一時転用するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は2件、合計面積は676㎡で、その内訳は、田で397㎡、畑で279㎡でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>25番 伊藤です。13日、委員と事務局とで現地確認をいたしました。場所としましては、_____の裏にあたります。お孫さんが暮らす住宅用地という事で、事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議ください。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。2番、お願いします。</p>
結城委員	<p>40番 結城です。下之川2番これも同じく、市道に伴う工事の事務所という事で、前のページにあった所と全く同じところでございますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。 引き続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農用地利用集積計画のほうをご覧いただきたいと思います。 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 農用地利用集積計画の表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。地区別に、下の合計欄でご説明いたします。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせて15,582㎡、畑の使用貸借4,114.5㎡で、契約件数は5件でございます。 一志地区につきましては、田の使用貸借979㎡で、契約件数は2件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借5,622㎡で、契約件数は1件でございます。 美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて3,979.58㎡、畑の使用貸借378㎡で、契約件数は6件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて26,162.58㎡、畑の集積が、使用貸借で4,492.5㎡で、合計契約件数は14件、合計面積は30,655.08㎡となっております。 認定農業者への集積状況は、久居地区の2件で、合計面積6,520㎡となっております。 なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。皆様のご意見がありましたら、よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市

長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 5 7 分

上記は、第 9 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日

議 長

出席委員

出席委員

